

## 戦後日本の児童健全育成施策における母親クラブの影響

植木 信一

母親クラブは、1948（昭和23）年に制度化されていたにもかかわらず、1973（昭和48）年の国庫補助制度導入以降に急増し、地域活動の展開をはたすことができた。その理由を国の施策との関係で、インタビュー調査により分析した。その結果、家庭対策をとおした国の児童健全育成施策の実態について明らかにすることができた。

国は、1970年代に地域や家庭の機能を保持・育成するために、すでに存在していた母親クラブに着目して再活用し家庭対策を図ろうとした。また、母親クラブは、地域活動の担い手であると同時に母親教育のための活動組織であるという特徴があり、家庭対策をはたすことができると判断された結果、1973（昭和48）年に国庫補助制度によって増設された。そして、国が国庫補助制度によって母親クラブを官製化することで、母親クラブを健全育成の担い手として活用するとともに国の求める家庭役割の補完をはたすという意図を実現した。

キーワード： 児童健全育成、母親クラブ、国庫補助制度、家庭対策

### はじめに

#### (1) 研究の背景と問題の所在

戦後日本の児童健全育成施策（以下「日本の健全育成」とする）は、すべての児童を対象とする児童福祉法の理念を具体化するために、児童厚生施設を活用してきたと言われている<sup>i</sup>。そして、その主たる場は児童館であり<sup>ii</sup>、「地域に密着した児童の健全育成の活動拠点」<sup>iii</sup>とされている。しかし、その児童館は、2011（平成23）年10月現在4,318か所あるが<sup>iv</sup>、児童館を設置している基礎自治体は、全国の約6割にとどまっております<sup>v</sup>、そのうち、約9割の基礎自治体において、新たな児童館の新設予定はないとしている。

このように日本の健全育成が、実際に児童館を活用して展開されてきたのだとすれば、全国で児童館の設置されていない約4割の基礎自治体では、どのようにして健全育成を展開してきたのだろうか<sup>vi</sup>。

筆者は、地域で児童館と連携しながら健全育成のマンパワーとして活動する「母親クラブ」

というボランティア組織にかかわるなかで、母親クラブは、児童館のない地域においても、健全育成のマンパワーとして活動する存在であることに気がついた。

これまでの日本の健全育成は、児童館をとおして実施される施策であると捉えられてきた。しかし、児童館の地域展開が不十分であった地域においては、健全育成のマンパワーとして活動する母親クラブによって地域展開されてきた可能性がある。

このように母親クラブをとおして日本の健全育成をみたときに、児童館だけで地域展開されてきたのではなく、母親クラブが、日本の健全育成に関与している可能性があるのではないかと考えることができる。

母親クラブは、1948（昭和23）年の「児童文化向上対策について」（厚生省児童局長通知）（以下、「1948年要綱」とする）のなかで「母親クラブ結成及び運営要綱」<sup>vii</sup>が示されてから現在に至っている。任意のボランティア団体であるにもかかわらず、1973（昭和48）年の「国庫補助による母親クラブ活動要綱」<sup>viii</sup>（「国庫

新潟県立大学人間生活学部子ども学科

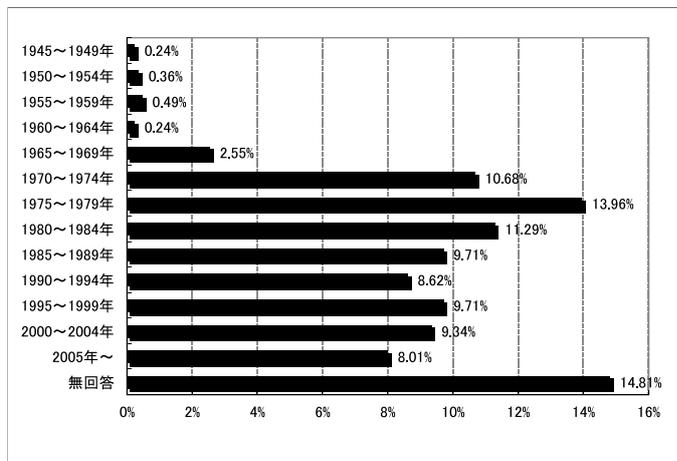
\* 連絡先 : ueki@unii.ac.jp

利益相反：なし

補助による母親クラブ活動の運用について」別紙、厚生省児童家庭局長通知)により国庫補助制度(発足時1973年度年額10万円、2011年度年額18.9万円)が導入され、2012(平成24)年に一般財源化されるまで、地域の子育て家庭に対するボランティアを対象とした唯一の国庫補助制度によってその役割を継続されてきたという特徴がある。

1972(昭和47)年以前の母親クラブ数を推測する方法として、筆者が実施した全国調査(植木2009)<sup>1)</sup>のデータをもとに母親クラブの設立年の推移をまとめた(図1)。その結果、母親クラブの増設に関する1948年要綱の影響は確認できなかった。むしろ、1973(昭和48)年の国庫補助制度開始以降に設立された母親クラブが、著しく増加していることがわかる。

つまり、1970年代以降の国庫補助制度導入をさかいに、健全育成をめぐる国の価値に変化があったのではないかと推測することができる。



N=824

図1 母親クラブの設立年の推移

植木(2009)の調査データをもとに作成(単位:クラブ数)。

母親クラブは現在、全国地域活動連絡協議会(旧全国母親クラブ連絡協議会)を全国組織として、2011(平成23)年10月現在1,970クラブに約82万人の会員が所属している<sup>ix</sup>。その活動内容は、①親子及び世代間の交流、文化活動、②児童育成に関する研修活動、③児童の事故防止等活動、④その他、児童福祉の向上に寄与する活動である<sup>x</sup>。このように、母親クラブは、地域で活動する健全育成のマンパワーであ

る。

つまり、日本の健全育成の展開過程においては、健全育成の場としての児童館と、地域を対象にする母親クラブという両方の存在を確認することができるのである。

ところが、日本の健全育成において、母親クラブがどのように地域に対応し、健全育成のマンパワーとしてどのようにかかわってきたかなどは明らかになっていない。それは、日本の健全育成の主体は児童館であり、ボランティアとしか扱われてこなかった母親クラブは、健全育成の対象として扱われてこなかったからではないかと考えられる。

## (2) 研究の目的

日本の健全育成について、児童館における母親クラブの役割を手がかりにすることで、日本の健全育成への影響を明らかにすることを研究の目的とする。

なお、日本の健全育成の実態を母親クラブとの関係性によって分析した研究はこれまでにない。これは、日本の健全育成の施策が、児童館によって進められてきたと考えられてきたことから、母親クラブは関係がないと判断され、研究価値が認められてこなかったためではないかと考えられる。

もし、母親クラブが、日本の健全育成に関係がないとするなら、国の施策に母親クラブの活用はなかったことになる。しかし、母親クラブが、国の施策に活用されてきたのだとすれば、国庫補助制度の導入による国の介入があったと想定することができる。

## (3) 先行研究

健全育成について直接論じている先行研究は、いずれも健全育成の概念整理まで踏み込んでいないが、健全育成の概念の不十分さを指摘するものが含まれている。以下、主なものを提示しておく。

林(1999、2001)<sup>23)</sup>は、家族の役割もしくは地域社会における子育て機能の検証から、「今日の我が国における児童健全育成は、所詮社会

科学としての社会福祉の一領域の児童福祉の範疇で、その定義が、児童福祉法が制定されて以来比較的曖昧なままで、とりわけ注目されずに推移して来た経緯がある」としている。つまり、児童厚生施設（児童遊園、児童館）の位置づけが不十分である背景には、健全育成概念の曖昧さがあると指摘している。

八重樫（1999:11）は、戦後の児童館施策の動向から、とくに事務次官通知「児童館の設置運営要綱」を中心に整理し、今後の児童館施策の課題について論じている。このなかで、戦後日本の児童館施策の時期区分を試みながら、「児童館は、地域における健全育成の拠点として重要な役割を果たすべく期待されている」<sup>3)</sup>としていることから、健全育成における児童館研究の視点を示している。

太田（2000:113）は、地域の中高生の居場所づくりの事例から、「児童健全育成事業という名称で、子どもの遊び場や放課後の過ごし方についての対策はあるが、それは児童館や児童公園などのハード面での充実に終始しがちである」<sup>4)</sup>と指摘する。健全育成概念の捉え方が、ハード面での限定的な使われ方をされてきたことへの懸念を示唆している。

寺本（2001:52）は、放課後児童健全育成事業（学童保育）の現状と今後の課題について考察し、「学童保育を児童一般に対する健全育成施策とは別の専門視察と専門スタッフが必要な独立した施策として確立していくことが必要である」<sup>5)</sup>と指摘し、健全育成施策の範疇に、放課後児童対策が含まれている現状を浮き彫りにしている。

## 方法

日本の健全育成と母親クラブとの関係性を分析するための基礎データを収集するために、2012年6月～8月にかけて、母親クラブ関係者に対するインタビュー調査を実施した。対象は、母親クラブ国庫補助制度導入前後に活動した児童館および母親クラブ関係者である。1970年代における母親クラブの増加傾向が、日本の児童健全育成に大きく関係していたと仮定するならば、1973（昭和48）年の国庫補助導入前後の母親クラブ活動の実態解明が重要だと判断

されるからである。

1人目は、母親クラブ国庫補助制度の導入時の旧厚生省の元健全育成担当者A氏である。2人目は、1963（昭和38）年の児童館国庫補助によって誕生したB県C市児童館の初代館長D氏である。3人目は、上記C市児童館にて1970年代の母親クラブ活動を展開した母親クラブメンバーE氏である。

上記の関係者へ、半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。インタビュー対象者においては、それぞれ立場を異にしながらも、同時期に健全育成をすすめていた関連性が認められたため、分析のための言説をとるために適切であると判断した。

インタビューは、児童館との関連を前提に、以下の項目に沿って進めた。1) 国庫補助制度は、実践現場へどのような影響を及ぼしたと思うか。2) 国庫補助制度の導入をどのように感じていたのか。3) 1960年代～1970年代において母親クラブの果たした役割について。これらを分析するための言説を取ることに努めた。

上記の枠組みにおいてインタビュー（インタビュー内容は「」で示す）を進めながら、日本の健全育成と母親クラブとの関連について、どのような意味があったのかを質的に分析するコーディング（抽出コードは『』で示す）を実施した。また、最終的な抽出要素をカテゴリー化（カテゴリーは『』で示す）した。なお、インタビュー調査の実施においては、研究計画についての説明を実施したうえで、書面による同意書を得た。また、あらかじめ所属の新潟県立大学倫理委員会に研究計画書の審査を申請し、承認の判定（2012年2月13日）を得て実施した。

## 結果

母親クラブによる健全育成の取り組みの特徴について、どのような意味があったのかを質的に分析するためのコーディングを実施した結果、インタビュー内容から抽出されたコードをもとに、(1) [国庫補助制度の影響による官製化]、(2) [母親クラブの普及効果]、(3) [母親クラブの果たした役割の変容]の3つのカテゴリーにまとめることができた。

## (1) [国庫補助制度の影響による官製化]

## 1) 『児童文化向上の担い手』

元健全育成担当者 A 氏からは、「母親クラブは、地域の児童文化向上の担い手として、古くからの組織として存在していたが、国庫補助以前は飛躍的には増加しなかった」ことが語られている。また、初代館長 D 氏からは、「母親クラブは、児童館になる前のへき地保育所の父母の会として存在していた」こと、母親クラブメンバー E 氏からは、「母親クラブ国庫補助制度以前は、児童館のお手伝い程度の意識でしかなかった」ことが語られている。

つまり、国庫補助制度導入以前の母親クラブによる、『児童文化向上の担い手』としての役割とは、児童館のお手伝い程度でしかなかったことがわかり、飛躍的な増加につながらなかったことの背景が見えてくる。

## 2) 『一般児童対策としての予防』

元健全育成担当者 A 氏からは、「児童館に対して国庫補助を付ける場合に、一般児童の健全育成では難しかった」ことが語られている。つまり、国は、一般児童対策だけでは児童館や母親クラブの普及につながらないと考えていたことがわかる。

また、初代館長 D 氏からは、「児童館で母親クラブを育成することで、一般児童対策としての予防機能の展開が期待された」ことが語られている。つまり、母親クラブの育成により、児童館による『一般児童対策としての予防』の展開が期待されていたこともわかる。

では、どのようにして、母親クラブの育成が図られたのだろうか。

元健全育成担当者 A 氏は、母親クラブ組織が、「子育てに関する知識技術を確かなものにする」ということの普及、「母親相互の親睦を通して子どもたちも交流し、生身の人間の関わりの中で社会性がのびていく」ことが、母親クラブの重要な役割であると語っている。しかし、厚生省で通達を出すという手段だけでは、母親相互の親睦等を飛躍的に向上させることはできないし、効果的であるとも考えられない。そこで、

母親クラブ活動を国庫補助制度によって、「母親の自発的発想、自主性を大切にしながら」も「官製的な活動」として位置付けようとした。

つまり、国主導により母親クラブの育成が図られることになる。児童文化向上の担い手でしかなかった母親クラブが、国庫補助制度によって官製化されたのである。

## (2) [母親クラブの普及効果]

## 1) 『児童館の普及』

初代館長 D 氏は、「認可外保育施設（へき地保育所）を保育所に転換するには条件が高すぎるため、児童館に転換することを決意し、国への陳情活動を開始した」と語っている。また、元健全育成担当者 A 氏は、「児童館の普及が進んでいなかったことと、留守家庭児童対策が必要な時代背景であった。」ことを語っており、現場、国ともに、『児童館の普及』が進んでいなかったことを認識していたことがわかる。

一方で、元健全育成担当者 A 氏は、「児童館と母親クラブ両方の国庫補助制度がセットになることで児童館の増設に効果的だった」と語られていることから、『児童館の普及』のためには、母親クラブの国庫補助制度導入も必要であると認識していたことがわかる。

## 2) 『留守家庭児童対策としての保護』

元健全育成担当者 A 氏は、「健全育成施策としては、留守家庭児童対策を児童館で実施することを想定することで、児童館の普及を考えていた」と語っている。また、「児童館は、実質的に児童の保護機能（放課後児童クラブ）を有し、それは、児童館の国庫補助制度成立時の重要な条件となった」と語っていることから、国は、健全育成に『留守家庭児童対策としての保護』を含めることで、児童館の国庫補助を実現し、児童館の普及を図ろうとしていたことがわかる。

また、初代館長 D 氏からは、「児童館に国庫補助が付くことによる児童の保護機能（放課後児童クラブ）に、現場としても関心を示す」ことが語られ、母親クラブメンバー E 氏は、「児童館で実施する放課後児童クラブの保護者会

が、母親クラブとして国庫補助以前から活動」していることを認識していることから、現場では、児童館における留守家庭児童対策に、母親クラブが活用可能であることを認識していたことがわかる。

さらに、元健全育成担当者 A 氏は、母親クラブを活用するために国庫補助制度を整備し、「国庫補助制度の影響により、母親クラブの活動が統一化され、結果的に全国組織化へとつながっていった」と語っていることから、母親クラブは、国庫補助制度導入により全国組織化が実現し、全国的に普及したことがわかる。

### (3) [母親クラブの果たした役割の変容]

#### 1) 『家庭役割の補完』

元健全育成担当者 A 氏は、「児童館において児童の保護機能（放課後児童クラブ）を利用する母親たちであっても、母親クラブに参加できる下地があった」と語っている。それは、「母親クラブと児童館が連携することで、家庭役割の補完をすすめる健全育成の発想があった」ことから、母親クラブの役割が『家庭役割の補完』に変容していく背景となったことがわかる。

また、母親クラブメンバー E 氏は、母親クラブ国庫補助制度の「補助要件にある具体的な活動項目があることで、地域家庭に対する母親クラブの実施すべき内容がはっきりして、活動がおもてに見えるようになってきた」と語っている。この具体的な活動項目とは、家庭でのしつけなどの母親教育の強化と、地域活動によって健全育成に携わる母親を研修などにより量的・質的に強化することを目的とした地域活動の担い手の強化という二面的な内容が含まれている<sup>xi</sup>。

つまり国庫補助をとおした国の介入によって、このような母親クラブの二面性が活用されることになる。

#### 2) 『母親クラブ機能の継続』

母親クラブメンバー E 氏は、「母親クラブメンバーにとって、国から補助金をもらいながら活動できたことは、やりがい意識や自尊心につながった」と語っている。

また、元健全育成担当者 A 氏は、「母親クラブの県・市連絡協議会組織によってリーダーが育ち、家庭役割の補完としての機能が継続されるしくみになっていた」と語っている。

つまり、既存の組織である母親クラブを国庫補助制度の対象とすることで、家庭役割の補完機能を保ちながら自主的で継続性のある組織へと変容させることに成功したのである。

これらは、1970年代における母親クラブ増設の理由の背景となり、家庭対策との関係における母親クラブの活用が発想されていたことがわかる。母親クラブは、1948年要綱によって位置付けられていた『児童文化向上の担い手』から、『家庭役割の補完』による家庭対策へと変容しながらも、母親クラブ機能を継続させることによって、健全育成の枠組みを保つ役割を果たしたのである。

## 考察

### (1) 母親クラブの官製化

1970年代の母親クラブの特性として、「地域社会において、自らが問題を発見し、近隣の人々の共通的理解のもとに、協働して、それを解決する体験が、今日、とかく問題となるコミュニティ意識の形成にも役立つのである。」<sup>6)</sup> (高城 1972:39) とされ、地域住民の協働を図ることによって、地域や家庭の子育て課題を解決させることが示されている。

また、高橋、吉澤 (1975:209) は、「状態を改善するために、個々人を対象とし、個々の母親の動きに期待するようなやり方では、母親の安定した生活を期待することは不可能であり、地域の中にとけこんだ、まわりの人々との連携のもとでの対応が考えられてゆかなければならない」<sup>7)</sup> と、当時の母親クラブ研究から、地域での母親連携の必要性を述べている。

なお、インタビュー結果からは、1970年代の厚生省の認識として、母親相互の親睦を意識しながら、母親教育の普及に期待が込められていたことがわかる。しかし、厚生省で通達を出すという手段だけでは、母親相互の親睦等を飛躍的に向上させることはできないし、効果的であるとも考えられない。そこで、母親クラブ活動を官製させ、母親クラブをボランティア組織

のままで自主性をもたせ、同時に、国の介入による家庭対策の把握を両立させようとしたのではないかと考えることができる。

このように当時の母親クラブの活動を整理すると、母親クラブは官主導でありながら自主性を重んじた活動であり、同時に指示的活動に近いところでの役割が期待されるというあいまいな位置づけであることが確認できる。

母親クラブには、もともと児童文化向上活動としての実態があったため、1970年代の母親クラブの復活により、国の児童健全育成施策の補完的役割が期待されたのではないか。

また、国庫補助をする対価として、国の求める家庭対策としての母親クラブ活動内容が位置づけられ、その報告義務を課すことで全国状況を一元的に把握できたことも、官製化された母親クラブの特徴といえる。厚生省は、地域の母親たちの自主性や主体性を啓発していくことは大切だと認識しながらも、母親クラブの官製化により全国状況を一元的に管理することができ、地域における健全育成の情報を把握できるねらいがあったと考えられる。このように母親クラブの国庫補助制度導入は、結果的に、国の介入を果たすことにつながるのである。

## (2) 全国組織化による母親クラブの普及効果

国庫補助制度の導入が、母親クラブ全国組織づくりの前提となっていたことで、国の児童健全育成施策が行き届きにくい地域に対しても、全国規模による母親クラブの普及が極めて有効に機能したと考えられる。

1973（昭和48）年5月に発足した（財）東邦生命社会福祉事業団は、母親クラブ国庫補助開始（1973年）後の1974（昭和49）年に、母親クラブ全国組織である全国母親クラブ連絡協議会事務局としての役割を果たすことになる。1970年前後は、企業による財団法人いわゆる社会福祉事業団の設立が相次いだ時期であり、企業が得た利益を社会に還元しようという機運が高まっていた時期でもあった。

（財）東邦生命社会福祉事業団の事業団設立準備室資料の原本から、筆者が関係資料を抽出した結果、事業団設立準備室から厚生省への説明資料（「事業団設立趣意書（案）」）として、

第1案から第4案（最終案）および設立認可申請書にいたるまでの資料（1973（昭和48）年1月11日案、2月28日案、3月1日案、3月19日案、4月7日設立認可申請書）が存在することがわかった。第1案（1月11日案）には見当たらなかった「母親クラブ等の児童育成地域組織および母子保健地域組織の活動に対する援助」という項目が途中から追加され、設立認可申請にいたっていることを確認することができた。しかし、なぜ後になってから追加記載される必要があったのだろうかということに疑問が残る。

インタビュー結果からわかったことは、母親クラブは、国庫補助制度の導入により活動内容を統一化しながら、結果的に全国組織化されていったということである。全国組織化のためには、その中核となる事務局が不可欠であった。（財）東邦生命社会福祉事業団による、認可申請につながる事業内容の模索と、厚生省（児童家庭局育成課）による、母親クラブ組織支援のための方法の模索のタイミングが一致し、全国母親クラブ連絡協議会の発足（1974年）と同時に事務局になったと考えられる。厚生省が、母親クラブへの支援機能を付加し、財団設立許可することで、国庫補助対象としての母親クラブの増加を側面から支えたということが明らかになった。

また、金子（2009）によれば、「高度経済成長期においては、小市民的家族主義が重んじられ、いわゆる『健全な家族』が理想とされた」<sup>8)</sup>とし、「背景には性的役割分業の家族観があるが、それが社会福祉の領域にそのまま持ち込まれ『家庭保育第一の原則』が保育所の整備を遅らせた」と指摘している。そのため、地域における子どもの育ちや保育などを社会的な制度として実現するというにはならない。しかし一方では、1963（昭和38）年の中央児童福祉審議会において、家庭対策の方針強化が示され、1964（昭和39）年に厚生省児童局が、児童家庭局へと変更される前史的背景から、国による1970年代の家庭対策の強化を児童健全育成施策から図る政策的必然性があった。

したがって、厚生省は、すでに児童文化向上目的で存在していた地域活動である母親クラブ

に着目し、母親クラブ国庫補助制度の導入(1973年)や、全国母親クラブ連絡協議会の発足(1974年)によって支援した。

このような全国組織化によって、母親クラブを普及させる基盤づくりに成功し、全国的にまんべんなく普及させるという国の意図を果たすことができたのである。

### (3) 母親クラブの変容とその二面性

母親クラブ役割は、1948(昭和23)年の母親クラブ制度発足時に『地域の児童文化向上の担い手』であったものが、その後、『家庭役割の補完』に変容することがわかった。

その内実は、在宅において子育て中の母親を対象とした「母親教育の強化」と、地域活動によって健全育成に携わる母親を量的・質的に強化することを目的とした「地域活動の担い手の強化」という二面性を有していることがわかった。

これらの母親クラブ役割の変容は、1973(昭和48)年の母親クラブに対する国庫補助制度導入によって促されることになる。

高城(1972:39)によれば、「母親クラブ活動の推進が公的に提唱されたのは昭和23年からである。同年に、厚生省児童局から『母親クラブ結成及び運営要綱』(中略)が出され、児童の健全育成をはかる地域社会の住民組織として、母親クラブの必要性が強調されたため、以後、地方公共団体が、各地の母親クラブの育成につとめ、組織も急速に拡大されて行ったのである。」<sup>6)</sup>とされ、1948年要綱が、母親クラブ拡大のきっかけとされている。

しかし、全国調査<sup>1)</sup>(植木2009)によれば、1948年要綱により児童文化向上を役割期待されていた母親クラブは、実際には1970年代以降に著しく増加していることから、1948年要綱ではなく、母親クラブに対する国庫補助制度の導入(1973年)が、母親クラブの着実な増設に重要な役割を果たしてきたのではないかと考えられるのである。では、その国庫補助制度の導入による母親クラブの増設にはどのような理由があったのだろうか。

インタビュー結果で明らかになったように、1970年代における母親クラブ増設の理由とし

て、家庭対策との関係における母親クラブの復活として発想されていたことがわかる。

つまり、厚生省が、1970年代の課題であった子どもを健全に育てる家庭役割を遂行するための手段を模索した結果、全国に置くことができる母親クラブを整備することによって、家庭対策を解決しようとしたのである。

また、官主導により、母親クラブメンバーやリーダーに対し、母親クラブ活動の内容を地域住民に浸透させるような指導をしていたこともわかった。1970年代には、地域における母親たちの養育力を高めることが国により期待され、女性の社会進出増加に伴う母親たちの価値観の多様化への対応として、児童健全育成施策における国による母親組織の育成が進められたのである。

厚生省(児童家庭局育成課)は、1970年前後の厚生行政として、高度経済成長期の弊害として各地域の児童家庭環境条件の悪化を憂い、同時に、地域や家庭の機能を維持あるいは育成することを念頭に、すでに存在していた母親クラブに着目して再活用し、家庭対策につなげようとしたことを明らかにすることができた。

一方で、児童館は、1963(昭和38)年の児童館国庫補助制度の創設によって、その拡充が期待され、その後の1973(昭和48)年の母親クラブに対する国庫補助制度導入時においては、児童館を母親クラブの活動拠点と位置付け有機的に連携することが明確に規定された。つまり、1970年代における日本の健全育成を進めるために、児童館の拡充と同時に、母親クラブの役割を変容させ育成する必要性があったと考えられる。

### 結語

調査によって明らかになった日本の健全育成は、児童館に対する母親クラブによる家庭役割の補完が密接にかかわっている事実が明らかになってきた。

その内実は、地域の子育て家庭の母親を対象としながら展開される家庭役割の補完による家庭対策であることがわかった。

このような母親クラブによる健全育成の取り組みは、1973(昭和48)年の母親クラブに対

する国庫補助制度の導入によって促されることになる。

つまり、日本の健全育成は、児童館によって地域に健全育成の場を整備することに限界があったため、国主導の国庫補助制度により母親クラブの役割を活用した。それは同時に、国によって地域の家庭機能に介入することを可能にし、その家庭対策をととした日本の健全育成を実現させたのである。

#### 文献

- 1) 植木信一. 地域性を重視した母親クラブによる児童健全育成支援方法の研究. 平成 20 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 2009;3.
- 2) 林俊光. 地域社会における子育て機能の検証. 社会学部論集 2001;34:111-22.
- 3) 八重樫牧子. 戦後日本の児童館施策の動向 - 児童館の設置運営要綱を中心に -. 川崎医療福祉大学学会誌 1999;40:91-100.
- 4) 太田由加里. 中学生・高校生を取り巻く環境と居場所づくり - グループワークの活用を軸として -. 人間福祉研究 2000;3:113-25.
- 5) 寺本尚美. 学童期の子を養育する労働者のための両立支援施策の現所と課題: 放課後児童健全育成事業を中心に. 梅花女子大学文学部紀要人間福祉編 2001;4:43-53.
- 6) 高城義太郎. 母親クラブについて. 季刊母親クラブ (市町村リーダー用) 1972;2:39-49.
- 7) 高橋種昭, 吉澤英子. 母親クラブの効果的な組織および運営の方法に関する研究. 日本総合愛育研究所紀要 1975;11:209-23.
- 8) 金子光一. 日本社会福祉学会第 57 回全国大会特定課題セッション II 社会福祉における家族観の変遷 2009;1.

#### ABSTRACT

### The effect about Mothers' Clubs for Child Healthy Upbringing of postwar Japan

Shinichi Ueki

Department of Child Studies, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture

\* Correspondence, ueki@unii.ac.jp

Mothers' club was given official recognition in 1948. It increased rapidly from 1973, and they came to serve various functions at community. One of the main reasons for these revived activities was the fact that the clubs began to be subsidized by the national government. This paper attempts to clarify the process of this government-led family strengthening and community organizing by interviewing related parties and analyzing relevant documents.

Thus, it could explain that the intent of national support for child healthy upbringing and the method of penetration of the target.

As a result of research, the government used the existent mothers' clubs to reinforce community and family ties. Mothers' club was leading figure of the child care support at the same time, has the feature of an active organization for mother education, as a result that it was judged that it could achieve family policies, it was established increasingly by public subsidies in 1973, and became able to achieve mother education required by the government and the penetration of the statue of mother.

Key Words: child healthy upbringing, mothers' club, public subsidies, family policies

注

i 厚生省児童局(1948)『児童福祉』においては、「児童厚生施設本来の意味は、児童福祉法の『すべて児童はひとしくその生活を保障され、又心身ともに健やかに生れ、育成されねばならない』ことを原理として、その目的のために考慮せられる、方法と手段である。」(p277)と解説されている。

ii 児童福祉法第40条において、「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。」と規定される一般児童対策である。このうち児童館には、児童厚生施設の任用資格である「児童の遊びを指導する者(児童厚生員)」の有資格者が常時配置されるため、児童厚生施設の中核をなす。

iii 児童福祉法規研究会(1999)『最新・児童福祉法母子及び寡婦福祉法母子保健法の解説』には、「児童厚生施設は、母親クラブ、青年ボランティア等の地域組織活動を支援し、連携を保ち、地域に密着した児童の健全育成の活動拠点となることがのぞまれ、また期待されているところである。」と解説されている(p300)。

iv 一般財団法人厚生労働統計協会(2013)『国民の福祉と介護の動向・厚生指標 増刊・第60巻10号 通巻第945号』p279。

v 財団法人児童健全育成推進財団(2012)『児童館データブック2011』によれば、児童館を設置している市区町村は、62.5%(p5)である。また、平成26年度末までに新たな児童館を「新設の予定はない」市区町村は、89.4%(p10)である。

vi 森田(2012)は、このような地域での児童福祉施策について、「急速に拡大する地域での子どもや子育て家庭を支援することを想定して施設や施策を整備してはこなかった。そのために、日本での子どもを取り巻く問題は、地域で深刻化し、問題を抱える子どもが広がってきたとも言える。」とし、児童館を含む児童福祉施策の地域展開が不十分であったことを指摘している。

vii 「母親クラブ結成及び運営要綱」(1948)(児発第693号『児童文化向上対策について』厚生省児童局長通知):趣旨として、「母親クラブは家庭の母親に対して、児童の余暇指導、健康、栄養、社会生活訓練等に関する正しい知識をあたえることによつて、保育所、母子寮、児童厚生施設等に於ける児童の家庭以外の育成と相俟つて健全なる児童の生活指導に遺憾なきを目的とする。」と明記されている。

viii 「国庫補助による母親クラブ活動要綱」(1973)(児発第250号『国庫補助による母親クラブ活動の運用について』厚生省児童家庭局長通知):母親クラブ活動を「母親クラブは、地域における児童福祉の向上をはかるため、次の活動を組織的、継続的に行なうものとする」と規定。具体的には、①児童の事故防止のための奉仕活動、②家庭養育に関する研修活動、③その他(親子の交流活動、親子の読書活動、児童福祉の向上に直接的に寄与する活動から地域の実情に応じて選択)の活動項目が規定されている。

ix 全国地域組織活動連絡協議会調べ(2011年10月1日現在)。

x 財団法人児童健全育成推進財団(2007)『児童館 理論と実践-ENCYCLOPEDIA-』によれば、「要綱には、活動内容として5つの活動が提示されている。①親子および世代間の交流、文化活動、②児童育成に関する研修活動、③児童の事故防止等活動、④その他、児童福祉の向上に寄与する活動、⑤児童館日曜等開館事業である。このうち、⑤については『活動加算』(平成11年度より開始、年間10万円)事業となっており、原則的には18万9,000円の活動費が使用される①~④の活動が基本になると考えられる。」(p80)としている。また、「国庫補助に

よる地域組織活動要綱」(昭和48年児童家庭局長通知「国庫補助による地域活動の運用について」別紙)によれば、「①親子および世代間の交流、文化活動」は、家庭の日を設けたりこどもの日や敬老の日などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。「②児童育成に関する研修活動」は、児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。「③児童の事故防止等活動」は、地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、とくに幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動等の奉仕活動を行うことが明記されており、「地域組織活動育成費の取り扱いについて」(平成11年育成環境課長通知)によって、これらの項目にかかる経費については、「すみやかに活動費の係る事業報告書及び収支決算書を提出させること」が規定されている。

xi 同上。